成年後見ニュース
じゃがれたー No.2
（じゃがれたーは、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association ＝略称 JAGA）が編集・発行するニュースレターです。）
発行日　平成16年３月18日
発　行　日本成年後見法学会
発行人　理事長　新井　誠
編　集　会報編集委員会
［委員長］杉山　敦子
［委　員］大下　信
香川　美里
北村裕美子
平岡　祐二
山崎　政俊

巻頭言

新しい成年後見制度の意義・展開と今後の展望

現内閣法制局参事官・元法務省民事局付　岩井　伸晃

◇平成11年改正の意義と新制度の展開

平成11年12月に成立し公布された、①民法の一部を改正する法律（補助制度の創設と後見・保佐制度の改正）、②任意後見契約に関する法律（任意後見制度の創設）、③後見登記等に関する法律（戸籍の記載に代わる登記制度の創設）、④民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（欠格条項の大幅な削減等）の成年後見四法が、平成12年４月に施行されてから早くも約４年の歳月を経て、新しい成年後見制度が関係各方面のニーズに則して多大なそのご尽力により順調に活用され着実に成果をあげている現下の状況を、随所で垣間見ることができる。

これは、当時の立案のプロセスに微力ながら関与した者としてこのうえもない喜びであり、本人の意思・自己決定の尊重、ノーマライゼーションの理念等の現代的な視点から、21世紀の高齢者福祉・障害者福祉の礎となるにふさわしい、比較法的にも調和のとれた成年後見制度を志向した平成11年改正の理念と関係各方面の熱い想いが、この新制度の円滑かつ活発な利用を力強く支えているものと感慨深く実感されるところである。

◇今後の展望

今般、日本成年後見法学会が法学・福祉学等の関係各界の学際的・総合的な研究学会として創立されたことは、この平成11年改正の理念と関係各方面の熱い想いがさらなる制度の発展に向けて結晶した結果であり、今後の制度の一層の発展にとって大変意義深いことであると思われる。

わが国の民法の母法であるフランス民法の体系に則しつつ、ドイツ世話法の理念を止揚的に融合させた補助制度の創設、新井理事長の立法提言を契機とする英米法の体系との調和的な融合ともいうべき任意後見制度の導入は、従前の学界における比較法的な諸研究の成果を総合的に集大成したものであり、これらの新制度の利用の促進は、今後の学会および関係各方面の活発な研究・諸活動に支えられて一層推進されていくものと期待される。後見・保佐制度については、ノーマライゼーションの理念等に則した平成11年改正による利用上の障碍の除去に伴い、すでにこの数年間で飛躍的な利用件数の増加を示しており、成年後見人等の給源や本人へのサポート態勢の拡充など、制度の利用を支える各方面の支援体制の充実に向けた取組みも着実に推進されている。

これらの新制度の利用を支える支援体制の充実に向けた関係各方面における各般の熱意に満ちた取組みが、日本成年後見法学会の創立を契機として、より一層活発かつ積極的に推進されていくことが期待されるところである。

相談機関紹介

弁護士会における成年後見についての取組み

◇弁護士会の権利擁護センターの設置状況

日本弁護士連合会は全国52の単位弁護士会に新たな成年後見制度に対応するための高齢者・障害者の権利擁護センターの設立を呼びかけた。平成９年４月に第二東京弁護士会に高齢者財産管理センター「ゆとりーな」が設立されたことを皮切りに、現在、43弁護士会で独自のセンターが設置されている。岡山では法律扶助の外郭団体にセンターが設置されている。鳥取、島根等では、弁護士だけではなく、法律・医療・福祉・行政などの関連異業種との連携によるセンターが設立されている。横浜弁護士会は神奈川県社会福祉協議会や県下市町村社会福祉協議会に委員を派遣するなど緊密な協力関係を築いている。その他５つの弁護士会においても、センターの設置に向けて準備・検討がなされている。

◇各地の弁護士会の取組み

平成15年12月、大阪弁護士会は 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」創設５周年記念行事として、大阪社会福祉士会との共催、大阪府・大阪市の後援で、府下の市町村長申立てや報酬助成制度の活発化を促すことに対する支援策として「市町村担当者のための成年後見制度に関する講座」を開き、44市町村から160名の参加を得た。

福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」では、行政機関、福祉団体、施設・医療機関、地域等で高齢者・障害者の相談を担当している人たちを対象に法的アドバイスを行う電話相談「福祉の当番弁護士」を実施している。

各弁護士会では、専門相談として的確な対応ができるように実務に即したマニュアルの作成、研修等を実施している。また、家庭裁判所への成年後見人等候補者の推薦や協議会等にも関与し、あわせて、市民向けの公開講座の開催、パンフレット・ビデオの制作などで、成年後見制度への理解を広げることに努めている。

◇東京弁護士会「オアシス」の相談活動

東京弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター「オアシス」は平成11年10月に開設された。

オアシスでは約230人の登録弁護士が、週５日の電話相談、週１回の面接相談、申込みがあった場合の出張相談（都内）に対応している。平成15年は、電話相談818件、面接相談105件、出張相談29件である。

オアシスでは家庭裁判所の監督がない任意の財産管理契約も受任しているが、依頼者の契約締結に関する判断能力に留意するシステムを設け、受任弁護士に助言を与える担当委員の弁護士をつけている。また、成年後見制度への橋渡しとして、弁護士の助言を受けたい人との間でのホームロイヤー契約も活用している。

◇成年後見制度の充実に向けて

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会では、各地のセンターの活動状況を把握し活性化を促すとともに、成年後見制度の充実に向けて問題点の検討や意見書の作成、行政機関や家庭裁判所への申入れを行っている。また、利用者を支援していくためには法律家だけでは不十分であり、関連異業種との連携をどう築いていくかが課題になっている。　　（滝沢　香）

［連絡先］　各弁護士会の権利擁護センターの連絡先は、各弁護士会へお問い合わせください。

相談機関紹介

リーガルサポートの相談活動

㈳成年後見センター・リーガルサポートの会員は司法書士である。判断能力にトラブルを抱える方の権利を擁護するために、司法書士が、これまで培った知識や経験を活かし、総合的・専門的な知識をもつ人を養成し、供給する必要性があると考えて、日本で成年後見制度が誕生するのに先駆け、その受け皿として組織をつくった。

◇トータルなサービスを

成年後見制度は、判断能力が衰えた後を見据えた制度であるが、リーガルサポートでは、成年後見制度を柱にトータルなサービスを提供している。たとえば、将来のために任意後見契約を結んで支援体制を整えたうえで、任意代理契約、見守り契約等を結び、判断能力が衰える前の段階から、財産管理等のお手伝いをしている。死亡後についても、死後の委任契約や遺言等を利用して支援することになる。

◇安心して利用していただくために

リーガルサポートでは、成年後見制度を安心して利用していただくために、次のような工夫をしている。

① 成年後見人等（候補者）には、一定の厳しい研修を履修した会員がなり、その者を掲載した名簿を用意している。さらに、2年ごとに新しい研修を履修しなれば、この名簿から抹消される。このシステムは、名簿に登載された会員が一定の水準を保っていることを保証するものである。

② 成年後見人等になった会員は、定期的にリーガルサポートに報告を行い、指導・監督を受ける。本部には、学識経験者等を中心メンバーとする委員会があり、この意見が会員に伝えられる。

③ 会員が依頼者等に損害を与えた場合にその損害を賠償するため、保険会社と包括的保険契約を締結し、万一の場合に備えている。

④ 日常的に生じるさまざまな問題については、委員会で研究するとともに、各地の情報を集積している。

⑤ 各都道府県に支部をおき、皆様の近くの会員がお手伝いさせていただいている。お住まいの都道府県の支部の会員にお気軽にご相談いただきたい。

◇相談活動・普及活動

リーガルサポートでは設立以来、毎年9月に、全国各地の支部が一斉に無料の成年後見相談会を開催してきた。平成15年は、知的障害者施設や高齢者施設等も相談会場に加えて実施した。また、この期間に限らず、出張相談や講師の派遣を行っている。その他、成年後見人等になられた一般の方のために、その業務のあり方の研修会を開催したり、制度を理解していただくための冊子等も作成している。

なお、ホームページ（http://www.legal-support.or.jp/）もあわせて参照していただきたい。

（清水敏晶）

［連絡先］
リーガルサポート本部
☎ 03（3359）0541　FAX 03（5363）5065

相談機関紹介

「日本社会福祉士会　権利擁護センター　ぱあとなあ」の現在

「社会福祉士」という国家資格を有した者の専門職能団体である㈳日本社会福祉士会は、平成３年の設立以来、オンブズパーソン活動や苦情解決システム・福祉サービスの第三者評価システムの構築に携わるなど、幅広く「権利擁護」に取り組んできた。成年後見制度に対しても、平成８年に「成年後見制度研究委員会」を設置し、「成年後見制度に関する要綱試案」に対する意見表明、ドイツへの視察、各種シンポジウムなどを行い、福祉関係者が成年後見制度に関与することの重要性を訴えてきた。成年後見制度の本格実施に合わせ、この研究会を発展させる形で、平成11年に「成年後見センターぱあとなあ」を設立し、さらに、今後は広く権利擁護について取り組んでいくために、平成15年には「権利擁護センターぱあとなあ」と改称した。

「ぱあとなあ」では、福祉現場に精通した成年後見人候補者の供給のため、スクーリングを含め１年という長期のカリキュラムをもつ「成年後見人養成研修」を実施し、研修修了者は、「ぱあとなあ成年後見人等候補者名簿」に登録した後に、成年後見人等として後見実務に従事している。

◇相談業務

「ぱあとなあ」では、後見実務を担う人材の輩出や後見実務のみでなく、成年後見制度に関する相談業務にも関与している。名簿登録者が中心となり各地域で「都道府県ぱあとなあ」を運営し、単独あるいは弁護士会・司法書士会等と連携し、地域での成年後見に関する相談業務、自治体・福祉関係者向けの成年後見制度研修会、事例検討会を行っている。

たとえば「ぱあとなあ山口」では、家庭裁判所主催の連絡協議会に同席したことから弁護士会との関係を始めた。そして、合同の勉強会を行う中で、障害者・高齢者の成年後見制度の利用を要すると思われる潜在的なニーズの存在を明らかにし、個々のニーズに即応することのできる福祉・法律共同相談会を開いた。平成14年度より、毎月１回、県内各地を巡回し、弁護士と社会福祉士がペアを組み相談を受け付けている。相談内容によって、どちらが主に対応するかを一応は決めるが、特に権利擁護にかかわるケースは福祉・法律の両面から解決していかなければならないことが多く、各々が同席しその専門性を活かして相談にあたることは有効な手段であった。平成15年度は、前年度の実績をさらに上回り、新聞、市町村広報、タウン誌等によるPRによりほぼ全枠が埋まる盛況のうちに現在に至っている。

この他にも、「都道府県ぱあとなあ」としての位置づけにとらわれることなく、社会福祉士会とは別組織として成年後見センター等を設立し、そこに医師・弁護士・司法書士・社会福祉士・大学教員など地域の専門家が参集し、成年後見制度をはじめさまざまな相談を受け付ける独自の活動やネットワークの形成が島根や大分などでみられる。

◇成年後見制度で求められる役割

社会福祉士の本分は対人支援であり、成年後見制度はその専門性を発揮できる大きな舞台である。そのために、より広い視野をもち相談を受け後見実務に従事するべく、他の専門職能との連携を強化していくことが現在の「ぱあとなあ」の課題といえる。　（小嶋珠実・富海隆・室本好重）

［連絡先］
日本社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ」
☎ 03（5275）3694　FAX 03（5275）0139

相談機関紹介

㈳家庭問題情報センター（FPIC）の組織と相談活動

当センターは、家族紛争の調査や非行少年の調査など家庭問題の調査・研究経験のある者が会員（元家庭裁判所調査官が多い）となり、その経験と人間関係の専門的知識・技法を広く社会に還元し、健全な家庭生活の実現と子どもの健康な発達に貢献することを目的として、平成５年３月に設立された公益法人である。東京・宇都宮・千葉・大阪・福岡に常設の相談室をおき、札幌・仙台・名古屋・金沢・広島には連絡の窓口をおいている。活動に参加する正会員・特別会員あわせて約420人であるが、他に職業をもっている会員が多い。

◇家庭の悩みごと相談

家庭内の悩みごとの面接相談（有料）と電話相談（無料）を行っている。最も多いのは、夫婦間の悩みと離婚後の親子関係の悩みである。次いで、引きこもりや扶養など親子間・兄弟間の悩みや、不登校・いじめなど思春期の子をもつ親の悩み、子自身の悩みの相談も多い。成年後見に関しては、高齢者自身による相談と高齢者の親族による相談とがあるが、成年後見人等に対するバックアップとして、面接相談により、その職務の執行に関する助言を行っている。

◇情報誌「ふぁみりお」の発行

次に、トピカルな家庭問題の啓発を行うため、家庭問題情報誌「ふぁみりお」を年３回刊行し、

㈶日本宝くじ協会の助成を受けて、全国の地方公共団体などに無料で配布している。成年後見制度に関しては、施行直前に２回、施行２年後に１回、誌面でその内容についての紹介をする一方、海外トピックス欄では、ドイツの成年後見制度なども紹介した。

◇セミナーの開催

家庭問題に関する啓発的なセミナーを毎年実施している。平成15年度には、悩みのある人向けに「子どものいる夫婦の離婚セミナー」を、専門家向けに「ドメステック・バイオレンスに関するセミナー」を、会員向けに「成年後見人等の職務に関するセミナー」をそれぞれ実施した。

◇法人後見の受任

法人として成年後見人等を受任し、現在継続中のケースを13件抱えている。法人受任ケースは、人間関係調整を要する事例が多いので、１ケースにつき会員２人が１組となり、協議をしながら後見事務を行っている。

後見事業を適切に行うため、後見委員会を設置し、この委員会がケースの事務担当者の指名、職務執行上の問題点の検討、法人受任ケースおよび会員受任のケースのスーパービジョン（指導監督）等を行っている。委員会は、月１回の頻度で開催している。

◇その他の活動

また、公共団体等が主催する家庭問題に関する研修会等に講師を派遣したり、自治体の市民相談に相談員を派遣している。

これらの他にも、家庭問題に関する調査・研究、執筆、鑑定なども行っている。　　（白倉憲二）

［連絡先］　東京ファミリーカウンセリングルーム
☎ 03（3971）3741　http://www1.odn.ne.jp/fpic/

相談機関紹介

成年後見制度への税理士会の取組み

◇日本税理士会連合会の取組み

全国の税理士会を統括する日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）は、平成12年11月より会長の私的諮問機関「成年後見制度研究会」を発足させ、「成年後見制度の研究と税理士および税理士会の役割について」の答申を発表し、税理士が成年後見制度に参画していくことを明らかにした。

日税連は、引き続き公益的業務対策特別委員会を設置し、平成14年４月「成年後見制度の取り組み及び成年後見制度研修実施要領」の具申を行った。具申の具体的内容を紹介すると、次のようなものである。

① 勉強会・パンフレット等を通じての普及推進
② 制度を担う人材の養成
③ 情報交換などの構築による支援
④ 関係諸機関等との連絡協議

現在日税連では、前記の委員会を中心に「税理士はあなたの暮らしのパートナー～あなたと歩む成年後見制度」（パンフレット）の作成、各単位税理士会の指導的人材養成のため「指導者養成講座」の開催、成年後見制度に関する損害賠償責任保険の構築に向けて努力している。

◇各単位税理士会の取組み

日税連に呼応して、15単位税理士会のうち14単位税理士会が成年後見人養成研修実施要領を制定し、すべての税理士会で成年後見人養成研修を実施した。受講者は全国で2977名、履修者は2300名、そのうち10単位会が家庭裁判所と協議などを行い、９単位会が成年後見人等候補者推薦基準を制定し、５単位会が成年後見人等候補者名簿を家庭裁判所に提出している。現在、東京233名、近畿416名、東北84名、東海118名、九州北部74名、計925名が名簿登載済みである（この中には、後見監督人に限定するものも含まれる）。

成年後見人等として活動している税理士の数は現在不明であるが、任意後見契約を締結している者も相当数いると考えられる。

◇税理士と成年後見

税理士への成年後見に関する制度の普及活動には２つの側面がある。

１つには、中小企業など市民のよき相談相手として日常業務を行う税理士が成年後見制度を知れば、制度そのものの一般への普及に役立つ。家族や関係者に成年後見制度をすすめることも多い。特に地方会にその効果が大きいのではないか。

２つ目はいうまでもないが、税理士自身の成年後見人等としての活動である。特に後見等監督人としての特性はあると考え、限定して候補者を推薦した税理士会があることは特筆に値する。

筆者の所属する東京税理士会においては、前記の研修のほか、業務対策部により一般の税理士に成年後見制度そのものを知ってもらうための研修、成年後見人等の活動を支援する受け皿づくりなどを検討している。

税理士は弁護士・司法書士・社会福祉士等、先進的に取り組んできた他の実務家の方にはまだ遅れをとっている感が否めないが、納税者との日常的な関係などを通じて、よき相談相手であり、責任感・中立性・組織力等を総合的に考えると、成年後見人としての要素を多く備えているといえるのではないか。（伊藤佳江）

［連絡先］
東京税理士会業務対策部
☎ 03（3356）4461㈹

●私と成年後見●

信頼される成年後見実践人に

私は平成14年５月に大阪の民間企業を定年退職し、現在は郷里の高知で社会福祉士事務所を開いている。高知県は高齢化率が24.6％で、島根県、秋田県に次いで全国３位という高齢化先進県である（2002年10月現在）。

◇ぱあとなあ高知の「成年後見ゼミ」

私の所属している高知県社会福祉士会では、平成15年度の重点施策として独立行政法人福祉医療機構「高齢者・障害者福祉基金」の助成を受けて、「成年後見制度活用のための地域基盤構築事業」に取り組んでいる。事業の柱は、高知市朝倉に常設相談所を設けて、無料相談会と成年後見活用講座（通称「成年後見ゼミ」）を開いていることである。無料相談会は一般の利用者を対象に毎週火曜日午後１時～４時まで、成年後見ゼミは福祉関係者を対象に毎月第２土曜日の午後２時～４時まで、いずれも無料・予約制で実施している。相談所がJRの駅に近く、電車通りに面した人目に付きやすい所にある立地条件にも恵まれて、来訪者は着実に増えてきている。高齢化・核家族化の伸展といった社会情勢をみると、今後は第三者後見人のニーズが高まってくることは疑いの余地がないところであり、利用者は増えていくものと考えている。

㈳日本社会福祉士会は、平成15年９月、日本弁護士会連合会と共同で市町村長申立ておよび成年後見制度利用支援事業の活性化のための意見書を厚生労働省に提出したが、この意見書の啓発効果により公的支援が普及することになれば、専門職後見人等の需要が各市町村ごとに急増してくるであろう。ニーズの拡大に備えて、質的担保のできる専門職後見人を十分に養成しておくことが緊急の課題と考えているのは私だけではないであろう。

◇正念場をむかえる成年後見制度

成年後見制度を利用するうえで、現在のしくみが福祉現場の実態に十分対応できる制度となっていない点について少し触れておきたい。制度を利用するための費用や手間の負担が大きいこと、審判が下りるまでの期間は本人を保護する法的な対策が乏しいこと、いまだに財産管理が主体と考えられて身上監護を中心とした成年後見人等の人材が少ないことなどがあげられる。成年後見人等の養成は、私たち福祉分野の専門職に課せられた責務でもある。

身上監護においては、定期的に本人の見守りや面接を行わなければならないが、そうした行為に付随した行為であるにもかかわらず、現実には後見等報酬の対象になりにくいケースも生じている。たとえば、保佐人になっているため本人のケアカンファレンスに参加していながら、このコストを払ってもらえるだろうかと危惧している事例もある。

こうした制度と現実のギャップ、福祉の現場が抱えているさまざまな問題・矛盾を克服するためには、事例を積み重ねながら、成年後見制度が福祉の現場で十分活用できるような制度に変えていかねばならない。

市町村の職員を対象にした「成年後見活用講座」の席で話をするときには、市町村長申立てと成年後見制度利用支援事業を積極的に活用するようにすすめ、前述の「成年後見ゼミ」の席では、これからが正念場なので、切磋琢磨し、協力し合って、利用者から信頼される成年後見実践人になろうではないかと呼びかけながら、自身を鼓舞しているところである。（成年後見センターぱあとなあ高知運営委員長・上村幸雄）

診察室から見た成年後見

成年後見制度と精神科診療所

◇日精診について

筆者は、㈳日本精神神経科診療所協会（日精診）を代表して本学会の理事職についている。そこで日精診について若干触れておきたい。日精診は身近な「こころのかかりつけ医」として、全国各地で地域精神科医療に携わっている町医者の集まりである。ノーマライゼーションやアドボカシーの理念が普及するに従い、精神科医療も脱施設化・地域ケア・福祉との協働等、さまざまな形で変革してきている。そのような中、精神科診療所は着実に数を増やし、2003年末現在の日精診会員数も約1200人となった。

増加の背景には、複雑多様化した社会構造、長期にわたる経済不況、人間関係の希薄化など心理的ストレスを生みやすい現代社会にあって、心の健康のよりどころとして精神科診療所を利用するようになったことがあげられる。

一方、65歳以上の人口が５人に１人という高齢社会を迎え、精神科診療所を受診する痴呆症などの老年期精神疾患者数も増えている。その結果、成年後見に必要な診断書、鑑定書の作成を依頼される機会も多くなっている。

日精診の支部である東京精神神経科診療所協会（東精診）では、「成年後見法研修会」の開催や、成年後見にかかわる診断・鑑定作業を受諾できる会員名簿の発行、東京弁護士会「オアシス」の弁護士との勉強会の開催等を通して、東精診会員へ成年後見制度の普及啓発を図っている。同様の活動は全国の日精診支部で行われている。

◇成年後見鑑定書作成所感

次に、筆者が成年後見の鑑定書等の作成に携わる中で感じたことを述べたい。

まず鑑定の依頼元はほとんどが家庭裁判所であり、主治医として実際に診療しているケースからの依頼はまだ少ない。鑑定事由としては財産管理処分が最も多く、申立人は子・兄弟姉妹などの家族・縁者からが多かった。被鑑定人の疾患は、アルツハイマー型老年期痴呆、脳血管性痴呆などの痴呆性疾患であった。幸い典型例が多く、知的能力の障害も明白なため、判定はさほど難しくなかった。しかし、今回はたまたまこのような結果となったが、実際には精神科診療所で鑑定を受けたばかりに苦労する場合もある。

たとえば、能力判定には能力障害を引き起こしている基礎疾患の診断が重要である。ところが、大部分の精神科診療所には、CT や MR 等、基礎疾患の診断に必要な大がかりな検査機器が備わっておらず、確定診断が困難な場合もある。また、多くの精神科診療所はごく少数のスタッフで運営されており、鑑定に必要な情報収集に人数を割けない。しかし能力の低下・障害の判定には、被鑑定人の家族歴、学歴・職歴等の生活歴、発症以後の症状の変遷、治療歴の聴取が不可欠である。そこで筆者はこれらをひとまとめにした質問票を作成し、関係者にあらかじめ送付し、効率よく情報を収集している。このような精神科診療所側の事情を依頼者側が理解していれば、鑑定作業はスムーズに進む。

一方、被鑑定人が入院・入所している場合は出張鑑定となる。これらのケースには、本人の状態を一番把握している主治医がいるのだが、なぜか鑑定を拒否されている。受けた側は他人の尻拭い（やや不穏当な表現か）をしているようで気が進まない。ところが、そんな医療機関･施設に限って、鑑定に出向いても診療録、看護・介護記録、臨床検査結果等の供覧に非協力的だったりする。易者でもあるまいし、被鑑定人の前に座るだけで、心身の状況をぴたりと当てるわけにはいかない。残念ながらまだまだ本制度は正しく理解されていないようである。

（日精診事務局長・ひらかわクリニック院長・平川博之）

制度を知る！

成年後見の利用に要する費用

◇申立ての費用

成年後見制度のうち、法定後見制度を利用するための費用には、申立てに要する費用と開始後に要する成年後見人等の報酬、事務経費がある。

申立てに要する費用は、手続費用と手続費用以外の申立関係費用とに分けられ、前者には、裁判所に納める費用と裁判外費用（当事者費用）とがある（民事訴訟費用等に関する法律）。当事者費用とは申立書の作成費用、出頭費用など、当事者が成年後見制度を利用する手続をとるために直接支出した費用をいう。

申立て時に裁判所に納める費用について、東京家庭裁判所では、収入印紙800円、登記印紙4000円、郵便切手4300円分（500円５枚、80円20枚、10円20枚）、鑑定費用10万円と定めている。鑑定費用は、実際の鑑定で不足が生じた場合は追加納付し、下回った場合は返還される。平成14年度の鑑定費用額の実情では、５万円～10万円が全体の約60％となっている。

この申立ての費用は、原則として、成年被後見人等となる本人が負担するのではなく、親族等の申立人が負担することになっている（家事審判法７条による非訟事件手続法26条の準用）。ただし、非訟事件手続法28条により、申立てが本人保護のためであり、かつ本人保護の必要性の高いことが明らかな場合には、「特別の事情がある場合」として、家庭裁判所は本人に負担を命ずることができる。この規定は家庭裁判所の裁量を定めたものであるから、申立人としては家庭裁判所の職権発動を促す上申をし、決定が出された場合に本人に求償することになる。後見等開始審判の申立書の中で、理由を示して申立費用を本人の負担とすることを求めておけば、後見等開始の決定と同時に本人負担の決定を受けることができるので、忘れないように記載しておくことが必要である。

◇成年後見人等の報酬

成年後見人等の報酬は本人の負担となる。この報酬の金額はケースによって異なり、紛争性が高く、成年後見人等が法的な手続も行っているような場合には月に平均すると５～７万円、日常の金銭管理や本人の見守りが中心の事案では２～３万円程度が多く、施設内で複数の本人の後見等を行う場合には、さらに低額となるようである。後見等監督人の費用は、その内容にもよるが、成年後見人等の３分の１程度が多い。

報酬は、成年後見人等が家庭裁判所に対し報酬付与の申立てをしてはじめて付与されることになる。通常は、報酬付与の申立てをするまでの期間の事務について、その内容を検討して裁判官が決定する。したがって、将来に向けての月額報酬という形態はとらない。

◇公的補助

以上の成年後見制度利用に必要な費用は、特に低所得者には利用を妨げる大きな要因となっている。

そこで、厚生労働省は、市区町村長の申立てにかかる成年後見事案については、国と自治体が分担して費用を補助するという成年後見制度利用支援事業の運用を開始している。

しかし、この制度自体がまだよく知られていないことに加えて、自治体の財政事情もあってか利用はきわめて低調である。また利用対象者も大きく限定されているため、補助制度としてはきわめて不十分である。

わが国の福祉は契約型に転換された。そうである以上、国の責任として低所得者も成年後見制度を利用できるよう補助制度を拡大し、積極的な利用促進を図るべきであろう。（弁護士・赤沼康弘）

●第１回学術大会へ向けて●

大会・企画委員長　岩志　和一郎

平成16年５月29日㈯に、第１回日本成年後見法学会学術大会が開催されます。後掲のとおり、テーマは「成年後見の社会化」であり、その中で各論として、「市町村長申立て」と「法人後見」の問題とを取り上げます。また、第１回大会を記念し、須永醇法政大学名誉教授に特別講演をお願いしております。成年後見制度理論研究の先駆者である先生のお話を拝聴できることは、今後の会員諸氏の基本的視座を形成するためにもきわめて有意義なことと考えます。

今回のテーマは、現場で成年後見の問題に取り組んでいる実務家会員の方々にとってはきわめて身近なものであり、日々の活動の中で、制度的な問題点や運用の不具合なども感じているのではないかと思います。本学会は、単に制度や理論の研究にとどまるのではなく、積極的にさまざまな提言をしていく存在であることをめざして発足しました。学術大会は会員諸氏よりご意見をいただく最も重要な場であり、そこで行われる議論が成年後見制度の充実と発展につながるものと考えております。何かとお忙しいこととは存じますが、上記趣旨をおくみ取りいただき、ぜひ、多数の会員の皆様が本大会へご参加くださいますよう、お願い申し上げる次第です。また、大会終了後、懇親会を企画しております。会員相互の友誼増厚のため、こちらにも多数ご参加いただければ幸いに存じます。

【日　程】　平成16年５月29日㈯
【場　所】　早稲田大学大隈小講堂
【聴講料】　正会員
　　賛助会員（２名迄）　無料
　　会　友
　　一　般　2000円（事前振込）
【開　場】　午前９時30分
【テーマ】　成年後見の社会化
【概　要】　基調講演／報告　市町村長申立て
　　総会／特別講演／報告　法人後見
　　シンポジウム
【申込み】　事務局　FAX 03-5351-1572
　　E-mail j_jaga@nifty.com
※懇親会参加の有無もご明記ください。
【締　切】　平成16年５月７日㈮

日本成年後見法学会をご紹介ください！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介ください。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の３種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】
〒151-0073　東京都渋谷区笹塚２-18-３
　エルカクエイ笹塚ビル６階　㈱民事法研究会内
TEL 03-5351-1573（直）　FAX 03-5351-1572
E-mail　j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆　編集委員に大下信弁護士、北村裕美子社会福祉士を加え、第２号をお届けします。編集会議ではそれぞれの立場から活発な議論がなされますが、これも横の連携につながっていくものと思います。第３号もお楽しみに。　（香川美里）